

お子様を扶養している被保険者 様

令和7年8月1日
三重交通健康保険組合

令和7年度夫婦共同扶養調査について(お子様)

平素は当健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省の通知より夫婦共同扶養の場合(いわゆる共働きの場合等)における被扶養者の認定について『夫婦双方の収入の多い方が主として生計維持するものとする』との通知(適用は令和3年8月1日から)をもとに、お子様の認定について、夫婦双方の収入を確認させていただきます。

つきましては、「令和7年度夫婦共同扶養調査収入等申告書」を提出期限までに事業所担当者へご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象者 お子様を扶養しており、配偶者を扶養していない被保険者
 ※配偶者がいない場合も対象です。
2. 提出書類 「令和7年度夫婦共同扶養調査収入等申告書」
 ※配偶者がいない場合は、「配偶者の有無」欄の無に✓をして提出してください。
3. 提出期限 令和7年9月1日(月)健保必着
 ※各事業所によって締め切りは異なりますのでご確認ください。
4. その他
 ・書類をご提出できない方は、お子様を扶養者として認定できません。
 ・提出いただいた申告書の内容によっては追加資料のご提出をお願いする場合があります。
 ・審査の結果、扶養異動をお願いする場合があります。

以上